

津市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年11月27日

津市監査委員 高 松 和 也
津市監査委員 駒 田 修 一
津市監査委員 安 藤 友 昭
津市監査委員 田 中 千 福

第1 監査の対象部局等

- 1 地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく監査（以下「定期監査及び行政監査」という。）

本件監査の結果に関する報告の対象となる定期監査及び行政監査の対象部局等は、次のとおりである。

(1) 部局

- ア 三重短期大学事務局（大学総務課、学生部及び附属図書館）
イ 選挙管理委員会事務局

(2) 市立保育所

ひとみね保育園

(3) 市立学校・市立幼稚園

ア 市立中学校

- (ア) 東観中学校
(イ) 香海中学校
(ウ) 一志中学校

イ 市立小学校

- (ア) 南が丘小学校
(イ) 立成小学校
(ウ) 栗葉小学校
(エ) 榊原小学校
(オ) 芸濃小学校
(カ) 村主小学校

- (キ) 家城小学校
- ウ 市立幼稚園
 - (ア) 藤水幼稚園
 - (イ) 栗葉幼稚園
 - (ウ) 榊原幼稚園
 - (エ) のむら幼稚園
 - (オ) 黒田幼稚園
 - (カ) 村主幼稚園
 - (キ) 白山幼稚園

2 地方自治法第199条第5項に基づく監査（以下「随時監査」という。）
随時監査の対象としたのは、平成29年4月現在施工中の次の工事である。

- (1) 平成28年度南道整補第2号久居駅周辺地区都市再生整備事業に伴う避難路整備工事（その2）（工事場所：久居新町地内 所管部局：建設部津南工事事務所）
- (2) 平成28年度下建公補第22号中別保第2処理分区公共下水道工事（工事場所：河芸町上野地内 所管部局：下水道局下水道建設課）

3 地方自治法第199条第7項に基づく監査（以下「財政援助団体等監査」という。）

財政援助団体等監査の対象としたのは、次のとおりである。

(1) 財政援助団体の監査

- ア 一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター（財政援助の内容：伊勢湾海洋スポーツセンター活性化事業補助金の交付 所管部局：スポーツ文化振興部スポーツ振興課）
- イ 公益社団法人津市シルバー人材センター（財政援助の内容：シルバー人材センター運営事業補助金の交付 所管部局：健康福祉部高齢福祉課）
- ウ スイーツフェスタ実行委員会（財政援助の内容：スイーツフェスタ実行委員会負担金の交付 所管部局：商工観光部商業振興労政課）
- エ 中勢森林組合（財政援助の内容：美しい（強い）森づくり促進事業補助金、森林整備地域活動支援交付金及び木質バイオマス利用促進事業補助金の交付 所管部局：農林水産部林業振興室）
- オ 龍王桜マラソン&ウォーキング大会実行委員会（財政援助の内容：

- 地域かがやきプログラム事業（龍王桜マラソン&ウォーキング事業）
補助金の交付 所管部局：芸濃総合支所地域振興課）
- カ 一志町ふれあいまつり実行委員会（財政援助の内容：地域かがやき
プログラム事業（一志町ふれあいまつり事業）補助金の交付 所管部
局：一志総合支所地域振興課）
- キ ふれ愛フェスタ実行委員会（財政援助の内容：地域かがやきプログ
ラム事業（温泉を活用した健康づくり&ふれあいづくり事業）補助金
の交付 所管部局：白山総合支所地域振興課）
- ク 津市婦人会連絡協議会（財政援助の内容：婦人会連絡協議会事業補
助金の交付 所管部局：教育委員会事務局生涯学習課）
- (2) 出資団体の監査
- ア 株式会社まちづくり津夢時風（所管部局：商工観光部商業振興労政
課）
- イ 株式会社津サイエンスプラザ（所管部局：商工観光部経営支援課）
- ウ 中勢森林組合（所管部局：農林水産部林業振興室）
- (3) 指定管理者の監査
- ア 特定非営利活動法人津市NPOサポートセンター（対象施設：津市
市民活動センター 所管部局：市民部地域連携課）
- イ 社会福祉法人津市社会福祉事業団(対象施設:津市ふれあい会館 所
管部局：健康福祉部福祉政策課）
- ウ 美し郷霧山施設管理運営協議会（対象施設：津市美し郷霧山 所管
部局：美杉総合支所地域振興課）
- エ 一身田寺内町の館運営委員会（対象施設：津市一身田寺内町の館
所管部局：教育委員会事務局生涯学習課）
- オ 美し郷霧山施設管理運営協議会（対象施設：津市美杉ふるさと資料
館 所管部局：教育委員会事務局生涯学習課）

第2 監査の対象年度及び事項

監査の対象年度及び事項は、次のとおりである。

1 定期監査及び行政監査

平成29年7月以前に監査を実施した市立保育所及び市立学校・市立幼稚園については、原則として平成28年度の財務及び事務の執行を対象とし、同年9月に監査を実施した三重短期大学事務局及び選挙管理委員会事務局については、原則として平成29年度の財務及び事務の執行を対象と

した。

2 随時監査

監査対象工事に係る財務の執行を対象とした。

3 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

主に平成25年度から平成27年度までの市の財政援助に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

(2) 出資団体の監査

主に平成25年度から平成27年度までの出資団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

(3) 指定管理者の監査

主に平成25年度から平成27年度までの指定管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

第3 監査の期間

監査の期間は、平成29年4月14日から同年11月14日までである。

第4 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

また、随時監査にあつては、所管部局から提出を受けた資料のほか、設計方針、積算、契約、施工計画、施工管理、出来形等の関係書類を調査するとともに、現地調査を実施し、所管部局の職員及び工事請負業者に説明を求めた。

なお、工事技術調査業務を公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、その調査報告書を参考とした。

1 定期監査及び行政監査

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- (3) 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- (6) 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

2 随時監査

- (1) 仕様書、図面及び設計図書は、適切に作成されているか。
- (2) 積算の数量及び金額は、正確で、算出根拠は、明確となっているか。
- (3) 施工計画は、適切に作成され、工程管理は、適切に行われているか。
- (4) 各種検査、材料試験等は、適切に行われ、記録は整備・記帳されているか。
- (5) 現場の安全管理及び現場周辺への安全対策は、適切に行われているか。

3 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

ア 財政援助団体関係

- (ア) 補助金等交付対象事業は、事業計画、補助金等の交付条件に従って実施されているか。
- (イ) 補助金等に係る会計処理及び精算は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

- (ア) 補助金等充当経費の内容確認、交付条件の履行確認及び補助効果の検証は、適正に行われているか。
- (イ) 補助金等の額は、経済的に妥当なものとなっているか。

(2) 出資団体の監査

ア 出資団体関係

- (ア) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (イ) 会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

出資団体の経営成績等を十分に把握し、必要に応じて、出資者として適正に権利を行使しているか。

(3) 指定管理者の監査

ア 指定管理者関係

- (ア) 指定管理は、条例、協定書等の規定に基づき、適正かつ効率的に行われているか。
- (イ) 指定管理に係る会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。

イ 所管部局関係

- (ア) 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。
- (イ) 指定管理者に対し適時に報告を求め、必要に応じて、調査し、又

は指示を行っているか。

第5 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 財政援助団体等監査

(1) 指定管理者の監査

ア 美し郷霧山施設管理運営協議会（所管部局：美杉総合支所地域振興課）

指定管理の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 指定管理の概要（注）

施設の名 称	津市美し郷霧山
施設の設置目的	都市との交流を深めながら地域の活性化を図り、もって市勢の振興に資する。
指 定 管 理 者	美し郷霧山施設管理運営協議会
主な指定管理業務の内容	霧山施設の使用の許可及び施設、設備器具等の維持管理に関する業務

（注）指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

(イ) 指摘事項

津市美し郷霧山の設置及び管理に関する条例施行規則第12条第9号に「創作館の使用を終了したときは、機械器具を点検して格納し、館内を清掃した上、戸締まりの確認を行うこと。」と定められているが、創作館については、津市美杉ふるさと資料館の一部であり、同規則において規定することは適正でないことから、所管部局は所要の是正措置を講じられたい。

イ 美し郷霧山施設管理運営協議会（所管部局：教育委員会事務局生涯学習課）

指定管理の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 指定管理の概要（注）

施設の名 称	津市美杉ふるさと資料館
施設の設置目的	美杉地域の歴史、考古及び民俗に関する歴史的資料等の文化遺産を収集し、保管し、及び展示するとともに、施設を住民の利用に供することにより、郷土文化の発展に寄与する。
指 定 管 理 者	美し郷霧山施設管理運営協議会
主な指定管理業務の内容	津市美杉ふるさと資料館の使用の許可及び施設、設備器具等の維持管理に関する業務

（注）指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

(イ) 指摘事項

津市美杉ふるさと資料館の指定管理の対象施設であるフィールドアスレチック施設については、老朽化のため当該施設の使用を禁止する旨の看板を設置しているものの、来館者が容易に当該施設を使用することができる状態になっていることから、所管部局は指定管理者と協議の上、早急に安全面を考慮した措置を講じられたい。